

監視・断続的労働の許可基準

1 監視労働

原則として一定の部署にあって監視するのを本来の業務とし、常態(普通の状態)として身体または精神的緊張の少ない労働のことをいうことから、守衛などは該当するが、次のような者は許可せれない。

- ① 交通関係の監視、誘導業務を行う者
- ② 計器類を常態として監視する業務を行う者
- ③ 危険有害な場所における業務

2 断続的労働

本来の業務が間歇的であるため、労働時間中においても手待時間が多く実作業時間が少ない労働のことをいうことから、

- ① 通常は業務閑散であるが、事故発生に備えて待機する者
- ② 作業時間と手待時間が折半程度で、実労働時間が8時間未満の者は許可されるが、危険有害業務に従事する者は許可せれない。

(注)

- 1 実際の許可にあたっては、個別事案ごとに労基署長が判断することになっているので、明確な許可基準はない。
- 2 警備業の警備業務については、別途行政通達で許可基準が示されている。